

令和6年8月から精神に障害のある方への医療費助成制度が始まります

次のいずれかに該当する方が助成対象となります。

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ② 精神障害者保健福祉手帳の更新の際に1級から2級に変更となった方
(次回更新時まで)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳3級を所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、IQが概ね50以下の方



Q.助成を受けるにはどうすればいいの？



A.お住まいの市町村で申請してください。

- 医療費助成制度は、京都府からの助成も活用しながら、市町村が実施主体となり行っています。
- 担当窓口で、受給認定要件を確認後、受給者証(後期高齢者医療制度の被保険者の方は対象者証シール)を発行いたします。



Q.障害等級以外の要件はどうなっているの？



A.所得制限額を超えるなど、次の方は助成対象になりません。

- 本人所得が基準額を超えている方
- 配偶者及び本人の生計を維持している扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)の所得が基準額以上の方
- 生活保護法の医療扶助を受けている方

(例)

扶養親族などの数	本人所得の基準額	配偶者・扶養義務者所得の基準額
0人	3,604,000円以下	6,287,000円未満
1人	3,984,000円以下	6,536,000円未満
2人	4,364,000円以下	6,749,000円未満
3人	4,744,000円以下	6,962,000円未満

※令和6年4月1日現在(年度によって基準額が変更になる可能性があります。)



Q.助成内容はどうなっているの？



A.病院などで診察を受けた際に発生する医療費の自己負担相当分全額が助成されます。

- 医療保険各法に基づく入院・通院の医療費の自己負担が全額助成されます。
(内科や歯科など精神科以外を受診された場合の自己負担も全額助成されます。)

国の公費負担医療制度等をまずご利用いただき、なお残る窓口負担額について、本制度をご活用ください。